案

ごみ減量化・資源化基本方針

（行動ガイドライン）

平成２２年４月

白井市環境建設部環境課

（平成２６年５月修正）

目次

１　基本的な考え方……1

２　基本方針の位置付け……2

３　計画期間……2

４　これまでのごみ排出量の推移……3

５　これからの減量目標……4

６　目標達成への行動計画……5

７　行動計画の活用方法……23

８　進行管理……23

１.基本的な考え方

ごみ処理に関する問題は、私たちにとって一番身近な環境問題であり、資源の枯渇や地球温暖化など地球環境を守っていくためには、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄の使い捨ての消費社会から、ごみの減量や資源の有効活用を推進し、３Ｒ（リデュース、リユース、リサイクル）を基本とした「循環型社会」への転換が求められ、当市においても**ごみ減量・資源化は重要な課題**となっています。

こうした状況に対応するため、国においては、21 世紀の経済社会のあり方として環境と経済を統合した持続可能な発展を志向する「循環型社会」という考え方のもと、その実現に向け平成 12 年度を基準に資源循環型社会形成推進基本法を制定しました。

こうしたことを背景に、白井市では、「印西地区ごみ処理基本計画」で示された「排出抑制・資源化計画」の基本的かつ具体的指針として、ごみの減量化・資源化基本方針を平成 20 年に策定し、市民・事業者・行政がそれぞれの役割分担と責務のもと協働による循環型社会の構築を目指して取組みを進めています。

家庭系排出量原単位（一般家庭での、１人一日当たりの排出量）は平成 18 年度の 582.9ｇをピークに減少傾向となり、平成 25 年度は、**500**ｇまでの減量に成功しました。**事業系排出量原単位**（事業活動に伴う、１人一日当たりの排出量）では、平成 12 年度の 345.1ｇをピークに、平成 25 年度では **197**ｇまでの減量が実現できています。そして、より一層の取組み強化が望まれるのは、収集・運搬・焼却などの中間処理や最終処分に市民の税金が充てられている家庭系ごみの減量です。

白井市においては、印西地区ごみ処理基本計画に基づき、**３Ｒ（リデュース**：削減、**リユース**：再利用、**リサイクル**：再生利用・資源化）を主な柱として、できるだけ無用な物を買わない、「足るを知る」「もったいない」をキーワードに、市の特質に根ざした更なるごみ減量化･資源化を推進し、冒頭に述べた各種の環境問題の解決と循環型社会の形成に、地域として資するとともに、快適で住み良い白井市のまちづくりを目指しています。

２. 基本方針の位置付け

「印西地区ごみ処理基本計画」で示された「排出抑制・資源化計画」について、基本的かつ具体的指針として「ごみ減量化・資源化基本方針」を策定し、環境建設部環境課におけるごみ減量化・資源化推進の「行動ガイドライン」として活用するものとします。

３. 計画期間

計画期間は、「印西地区ごみ処理基本計画」で掲げた中間目標年度である平成２７年度を目標年度とし、平成２２年度から平成２４年度までを第１期、平成２５年度から平成２７年度までを第２期として計画を進めます。

４．これまでのごみ排出量の推移

廃棄物発生量の推移（家庭系）　　単位：ｔ

区　　分			21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
年度末人口　（人）			60,942	61,692	61,899	62,386	62,493
家庭系	ごみ	燃やすごみ	10,452	10,514	10,670	10,695	10,726
		燃やさないごみ	361	411	401	377	379
		粗大ごみ	321	318	351	305	319
	計Ａ		11,134	11,243	11,422	11,377	11,424
	原単位（ｇ/人･日）		500	499	505	499	500

※資源回収団体の回収量を除く。

※平成２３年度数値については、災害廃棄物を除く。

※平成２４年は閏年（366 日）だが、365 日計算で原単位を出している。

廃棄物発生量の推移（事業系）　　単位：ｔ

区　　分			21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
年度末人口　（人）			60,942	61,692	61,899	62,386	62,493
家庭系	ごみ	燃やすごみ	4,441	3,778	3,734	4,023	4,415
		燃やさないごみ	16	33	43	42	53
		粗大ごみ	35	30	26	20	29
	計Ａ		4,492	3,841	3,803	4,085	4,497
	原単位（ｇ/人･日）		201	170	168	179	197

※資源回収団体の回収量を除く。

※平成２３年度数値については、災害廃棄物を除く。

※平成２４年は閏年（366 日）だが、365 日計算で原単位を出している。

５．これからの減量目標

白井市では「印西地区ごみ処理基本計画」で示された「排出抑制・資源化計画」について、基本的かつ具体的指針として、平成２０年３月に「白井市ごみ減量化・資源化基本方針」を策定し、平成２２年４月に見直し（平成２４年３月に一部修正）を行いました。
平成２４年度（中間目標年度）の結果及び印西地区ごみ処理基本計画改訂の目標値を勘案のうえ、平成２５年度の見直しにより、「白井市ごみ減量化・資源化基本方針」の新たな目標値、減量化・資源化の施策を示します。

		家庭系排出量原単位（単位:g/人･日）	家庭系リサイクル率（単位:%）	事業系排出量原単位（単位:g/人･日）
実績	平成25年度	500	23.6%	197
目標	平成30年度	480	23.5%	150
	平成35年度	455	21.8%	140

【家庭系ごみについて】
平成３５年度目標である、家庭系排出量原単位４５５ｇを達成するためには、平成２５年度からみて、原単位で４５ｇ、ごみ量としては『1,047ｔ』減らす必要があります。
※　X÷65,775 人÷365 日×1,000,000＝455ｇ
　　X＝10,924ｔ（取組み実施後のごみ排出量）

取組み実施前の予測ごみ排出量が 11,971ｔなので、
11,971ｔ－10,924ｔ＝1,047ｔ
目標達成のために、1,047ｔの減量が必要となります。

【事業系ごみについて】
平成３５年度目標である、事業系排出量原単位１４０ｇを達成するためには、平成２５年度からみて、原単位で５７ｇ、ごみ量としては『1,434ｔ』減らす必要があります。
※　X÷65,775 人÷365 日×1,000,000＝140ｇ
　　X＝3,361ｔ（取組み実施後のごみ排出量）

取組み実施前の予測ごみ排出量が 4,795ｔなので、
4,795ｔ－3,361ｔ＝1,434ｔ
目標達成のために、1,434ｔの減量が必要となります。

※予測ごみ排出量等は、印西地区ごみ処理基本計画（案）＜資料編＞より抜粋

６.目標達成への行動計画

減量目標達成のための取組みについて、「市民の取組み」「事業者の取組み」「行政の取組み」「印西地区環境整備事業組合の取組み」に分け、その行動計画を示します。

※印西地区環境整備事業組合の取組みについては、印西地区ごみ処理基本計画（案）より、一部を抜粋したものになります。

【優先事業】…優先的に取組むことが望まれる事業を示します。

「市民の取組み」

①生ごみの水切り

【優先事業】

家庭から排出される生ごみの、水切りを心がけます。

生ごみの約 80%は水分であり、

モニターの結果では、１日１世帯あたり 32ｇの水切りをすることができました。

白井市民が一年間水切りを実践すると、（平成３５年度時点）

32ｇ×65,775 人×365 日≒768ｔ／年

およそ **768ｔ/年のごみ減量効果が期待されます。**

【水切りの仕方（一例）】

○玉ねぎの皮など、はじめから乾いているものは、水分を含んでいるものとは別にする。

○野菜の皮むきが終わってから、野菜を洗う。

○むいた野菜の皮などは、乾いたざるなどに入れて、水に濡れないようにする。

○三角コーナーを使う場合は、傾けておき、一晩程度おいておく。

○三角コーナーから取出した水切り袋は、上からペットボトルなどで押して水を切る。

②資源物の分別徹底

【優先事業】

資源紙類（新聞紙・雑誌・ダンボール・紙パック・雑がみ）及び、プラスチック容器包装類の分別を行います。

市と印西地区環境整備事業組合が平成 25 年度に実施した組成分析（家庭から出される、燃やすごみ袋の中身の分析）の結果、その約 15%は資源物であることが分かりました。

その中でも、資源紙類が 8.5%、プラスチック容器包装類が 6.2%と大部分を占めています。

平成 25 年度の家庭系可燃ごみ排出量原単位（一般家庭での、1 人一日あたりの燃やすごみの排出量）470ｇで考えると、1 人一日あたり資源紙類が約 40ｇ、プラスチック容器包装類が約 30ｇ、燃やすごみとして出されている計算になります。
仮に 25%分別を推進した場合、資源紙類の原単位（1 人一日あたりの排出量）が 10ｇ減ることになり、年間排出量で考えると、約 240ｔの燃やすごみの減量及び資源化促進となります。
また、プラスチック容器包装類の原単位は、7.5ｇ減ることになり、年間排出量で考えると、約 180ｔの燃やすごみの減量及び資源化促進となります

③マイバッグ・マイボトルの使用

スーパー等にて買い物をする際には、マイバッグ使用を心がけます。また、水筒等のマイボトル使用を心がけます。
レジ袋は、全国で年間約 300 億枚使われており、これは国民一人あたりにつき、年間約 230 枚を使っている計算になります。レジ袋 1 枚あたりの重さを 10ｇとすると、1 人あたりの年間排出量は 2,300ｇです。仮にマイバッグ使用によりレジ袋の使用を 4 回に 1 回断った場合、一人あたり年間で 575ｇ減ることになり、市全体で考えると約 37ｔのごみ減量化になります。

また、組成分析（家庭から出される、燃やすごみ袋の中身の分析）の結果、空き缶が 0.2%を占めていることが分かりました。これは、空き缶が 1 人一日あたり約 1ｇ、燃やすごみとして出されている計算になります。

仮に 25%分別を推進した場合、原単位で 0.25ｇ、年間排出量で考えると約 6ｔの燃やすごみの減量及び資源化促進となります。
缶等の飲料容器使用量は年々増加しており、そのリサイクルにも多額の費用がかかります。店舗や自動販売機での販売、またその輸送にもエネルギーを使用しています。天然資源の有効利用や温室効果ガスの削減のためにも、マイボトルを活用していきましょう。

④詰替え容器等の使用

シャンプー、リンス等は詰替え容器等の使用を心がけます。
「②資源物の分別徹底」にあったプラスチック容器包装類には、シャンプー・リンス等が入れられる詰替え容器も含まれます。詰替え容器のみの排出量は不明のため、数値としての減量効果は表れませんが、既に使用した資源物については正しく分別することで資源化を図り、同時に詰替え容器等を有効活用することで、ごみの発生抑制に努めましょう。

⑤廃食油のリサイクル

家庭から排出される廃食油のリサイクルを心がけます。
廃食油（家庭で使用した植物性油）を台所からそのまま流してしまうと、川の汚濁や土壌の汚染につながります。家庭から出る廃食油は以下の場所で回収し、インクの原料としているので、ご協力をお願いします。

【回収場所】

白井市商工会、西白井複合センター、駅前センター、冨士センター、白井コミュニティセンター、公民センター、桜台センター、福祉センター、清水口保育園、南山保育園、桜台保育園

【廃食油の出し方】

○天ぷらカスなどは、できるだけ取り除いてください。
○各回収場所に置いている専用容器に移し入れてください。
○お持ちになった容器の持ち帰りにご協力ください。
○動物性油や機械油は、回収できません。

⑥生活用品交換広場の活用

家庭で不用となった品物のリユースを心がけます。
市では、家庭で不用となった「生活用品」を、必要とする人へ仲介する生活用品交換広場を設置しています。
「まだ使えるのでごみに出すのはもったいない」、「こんなものがあったら譲ってほしい」という申込みをいただければ、受付日から原則満３ヶ月間後の月末まで、市役所４階生活用品交換広場コーナー等にて掲示し、譲渡（又は譲受）希望者と品物の受渡しを行っていただいています。

（実績数値）

	「譲りたい」の登録数	「譲り受けたい」の登録数	成立件数
平成２１年度	13	17	6
平成２２年度	21	13	13
平成２３年度	25	27	18
平成２４年度	17	19	9
平成２５年度	11	5	3
計	87	81	49

⑦資源回収運動団体への参加

資源回収運動団体の新規設立、または実施している団体への参加・協力を心がけます。
市では、ごみの減量と資源の有効利用を進め、ごみの資源化に対する意識の向上を図るため、小・中学校ＰＴＡ、自治会及び子供会等の団体が資源回収を実施した場合、その団体に対して奨励金を交付しています。
新たに活動を希望する団体は市役所環境課にて手続き願います。

（実績数値）

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
団体数	３２団体	３４団体	３２団体	３３団体	３５団体
紙　　類（kg）	244,170	268,100	258,620	262,000	286,230
繊維類（kg）	8,020	9,830	13,750	12,850	14,400
ビン類（kg）	18,185	22,220	21,830	23,440	29,750
金属類（kg）	48,272	45,245	45,730	49,320	46,608
計（kg）	318,647	345,395	339,930	347,610	376,988
奨励金	1,593,235 円	1,726,975 円	1,699,650 円	1,738,050 円	1,884,940 円

⑧生ごみ処理容器等の活用

生ごみ処理容器等を活用し、家庭から排出される生ごみの減量や堆肥化を心がけます。
市では、生ごみ処理容器や生ごみ処理機を購入された方に助成金を交付しています。

【対象者】

１　市内に住所を有し、かつ居住していること
２　購入した容器等を適切に管理でき、減量化または堆肥化された生ごみを自ら処理することができること
３　過去に助成金を受けている方は、交付決定後５年を経過していること

【助成額】

１　生ごみ処理容器（コンポスト、密閉容器）
　　購入価格の３分の２以内、限度額　３，０００円
　　１世帯あたり２容器以内

２　生ごみ処理機（機械式）
　　購入価格の２分の１以内、限度額　３０，０００円
　　１世帯あたり１基

注）生ごみ処理容器と生ごみ処理機の併用はできません。

【各処理容器等の特徴】

■コンポスト

地中の微生物を利用して、生ごみを堆肥に変える容器です。容器は土の中に少し埋め、生ごみと土や落ち葉などを交互に入れて利用し、容器をいっぱいにします。５～６か月熟成させると良質な堆肥になります。

■密閉容器

生ごみを投入後、ＥＭぼかし等を振りかけて、ふたをして密閉します。容器の底にたまる液はこまめに抜き取ります。２週間程度で発酵堆肥になります。

■生ごみ処理機

生ごみ処理機には、分解式と乾燥式の２種類があります。分解式は微生物の働きを利用し、堆肥化することができます。乾燥式は温風によって生ごみを乾燥させて処理するため、堆肥化されません。

【申請手続き】

生ごみ処理容器等を購入後、領収書、印鑑、振込み先口座番号、取扱説明書等を持参し、環境課にて申請の手続きをしてください。

（実績数値）

区分	容器式			機械	合計
	計	コンポ	バケツ		
平成 21 年度	25	12	13	22	47
平成 22 年度	26	12	14	18	44
平成 23 年度	19	9	10	9	28
平成 24 年度	23	10	13	17	40
平成 25 年度	10	8	2	16	26
合計	103	51	52	82	185

⑨ごみ減量アドバイザーへの登録

ごみ減量アドバイザーへの登録を行い、ごみの減量化・資源化啓発に協力します。
市では、ごみの減量方法や資源の分別の仕方を住民の皆さまに広める、ごみ減量アドバイザーになっていただける方を募集しています。
登録後は、ごみ減量等についての講習を受けた後、自治会等の依頼に基づき、ごみ減量説明会に赴き講演を行っていただいています。
（平成２５年度末のアドバイザー登録数は１０名です。）

⑩イベントへの積極的な参加

ごみ処理の現状や分別方法等について説明等を行っている、ふるさとまつり等のイベントに積極的に参加することで、ごみ減量に対する知識や理解を広げるよう心がけます。

「事業者の取組み」

①廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

事業者には、取組む義務として、法律で定められているものがあります。

第３条　事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において、適正に処理しなければならない。

2　事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となつた場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となつた場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3　事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

②減量計画書の作成

多量排出事業者として、事業活動に伴い発生する事業系廃棄物について、減量計画書の作成を行います。

白井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第13条より、多量排出事業者は、減量及び適正処理に関する計画書を市長に提出しなければならないとされています。

この減量計画書を基に、事業者は排出量を削減を目指します。
平成 26 年度の減量計画書では、約　t の減量が計画され、各事業者が取組みを行っています。その主な内容を以下に示します。

26 年度減量計画は、7 月初旬提出予定です。

【資源物の分別徹底】
事業活動に伴い発生する資源紙類（新聞紙・雑誌・ダンボール・紙パック・雑がみ）及び、プラスチック容器包装類の分別を行います。

【電子化を促進し、コピー用紙を削減】
電子メール等を使うことで、コピー用紙の削減を図ります。

【両面印刷の励行】
コピーをする時は、裏面まで使い、紙の排出量を抑えます。

25 年度減量計画にあった内容です。

③公共施設及び梨農家から排出される剪定枝の資源化

公共施設及び梨農家等から排出される剪定枝等を、ガス化発電の原料にするよう努めます。

（実績数値）

年度	発電の原料に用いた剪定枝量(kg)	
	公共施設剪定枝	果樹剪定枝
平成21年度	397,110	231,220
平成22年度	344,140	224,130
平成23年度	419,280	379,230
平成24年度	345,750	619,710
平成25年度	433,630	630,560
計	1,939,910	2,084,850

「行政の取組み」

①水切りの啓発

【優先事業】

家庭から排出される、生ごみの水切りについて啓発を徹底します。
水切り効果及びそのやり方について、生活環境指導員説明会・ごみ処理施設見学会・生ごみ堆肥化講座等にて説明を行い、ごみ減量への意識啓発を行います。

②資源物の分別徹底の啓発

【優先事業】

家庭から排出される、資源紙類（新聞紙・雑誌・ダンボール・紙パック・雑がみ）及び、プラスチック容器包装類の分別について啓発を徹底します。
資源分別の効果及びそのやり方について、生活環境指導員説明会・ごみ処理施設見学会・生ごみ堆肥化講座等にて説明を行い、ごみ減量への意識啓発を行います。

③マイバッグ・マイボトルの啓発

講座、説明会、店頭等において、マイバッグ・マイボトル使用の啓発及び啓発の協力依頼を行うことについて検討します。

【検討内容（一例）】

1　実施目標
2　実施期間
3　実施場所
4　実施内容
5　啓発物品

④公共施設及び梨農家から排出される剪定枝の資源化

公共施設及び梨農家から排出される剪定枝等をガス化発電の原料として活用する啓発を行います。

【周知方法（一例）】

1　広報しろい
2　白井市ホームページ
3　梨業組合総会等での周知

⑤廃食油資源化

家庭から排出される廃食油を再生利用し、インク原料とします。

（実績数値）

回収量（ﾘｯﾄﾙ）	
平成２１年度	1,660.05
平成２２年度	1,491.75
平成２３年度	1,120.50
平成２４年度	1,296.00
平成２５年度	783.00
合計	6351.3

⑥生ごみ処理容器等購入費助成の交付及び制度の周知

生ごみ処理容器等の購入者に助成金を交付するとともに、市民及び販売店に制度の周知を図ります。

【周知方法（一例）】

１　販売店等に購入費助成金制度のラミネート掲示文を掲示
２　販売店等に購入費助成金制度の制度概要のチラシを配布
３　広報しろい
４　白井市ホームページ
５　生活環境指導員説明会、ごみ処理施設見学会等での制度周知

⑦資源回収運動の啓発

自主的なリサイクル活動を行う資源回収団体に奨励金を交付するとともに、市民に制度の周知を図ります。

【周知方法（一例）】

１　広報しろい
２　白井市ホームページ
３　生活環境指導員説明会、ごみ処理施設見学会等での制度周知

⑧不用品再利用事業の啓発

家庭で不用となった品物を、市が仲介し、必要な人へ斡旋する生活用品交換広場を設置するとともに、その周知を行います。また、印西地区環境整備事業組合及び組合構成団体間で不用品情報コーナーの情報の共有化を検討します。

【周知方法（一例）】

１　広報しろい
２　白井市ホームページ

⑨生ごみ堆肥化講座の開催

生ごみ処理容器等を利用した上手な生ごみ堆肥の作り方や、その活用方法を学べる講習会を年２回開催し、その周知を図ります。（参加者実績：例年２０名程度）

【周知方法（一例）】

１　広報しろい
２　白井市ホームページ

⑩ごみ処理施設見学会の開催

ごみ焼却場、リサイクル工場等の施設見学会を年１回開催し、その周知を図ります。
（参加者実績：例年２５名程度）

【周知方法（一例）】

１　広報しろい
２　白井市ホームページ
３　各種説明会での周知

⑪リサイクルマーケットの開催

市主催のリサイクルマーケットを年２回開催します。
（参加者実績：例年８０店舗程度出店）

【周知方法（一例）】

１　広報しろい
２　白井市ホームページ

⑫分別マニュアルの作成・配布

「資源物とごみの分け方・出し方」や「５０音別ごみと資源物の分け方ガイド」、「家庭の粗大ごみの出し方」を作成し、市民に配布します。

【配布方法（一例）】

１　全戸配布
２　転入者配布
３　市役所１階案内、各出先機関への提供（来訪者配布用）

⑬情報提供の充実

ごみ減量化・資源化等の各種ＰＲ、イベント周知等の情報提供の充実を図ります。

【周知方法（一例）】

１　広報しろい
２　白井市ホームページ
３　各種説明会での周知

⑭学校教育への協力

ごみ問題やリサイクルをテーマにした授業・課外活動等に対して、積極的に協力し、資料の提供や説明、施設見学等を実施します。

⑮生涯学習への協力

ごみ問題やリサイクルをテーマとした「なるほど行政講座」や「市民大学校」等での講義を、年１回～２回程度実施します。

⑯ポイ捨て禁止活動

夜間に不法投棄監視パトロールを月２回程度実施します。また、不法投棄が多い場所に対しては不法投棄監視カメラを設置し、市民から要望があればポイ捨て禁止看板の提供を行っています。
次に、ポイ捨てしづらい環境をつくるため花いっぱい運動を実施し、団体協力のもと、例年６，０００ポット以上の花の苗等の植栽を行っています。また、別事業として西白井駅前ロータリーに、例年７００ポット以上の花の苗を植栽しています。
さらに、白井駅前・西白井駅前・北環状線において、ポイ捨て禁止啓発活動として、「ポイ捨て禁止」の啓発文を挟んだポケットティッシュの配布を例年６，０００枚行っています。

⑰家庭から排出される可燃ごみの組成分析

ごみ集積所に排出された「燃やすごみ」の組成分析調査を年２回実施します。

⑱啓発ビデオの貸出

印西地区環境整備事業組合が制作した、「ごみ減量化・資源化やリサイクル」（児童用）及び「ごみの分け方・出し方やリサイクルの方法」（大人用）の啓発ビデオの貸出を行います。

【貸出手続き】

１　白井市役所環境課きれいなまちづくり班へ申込みをしてください
２　貸出の期間、ビデオの種類（児童用・大人用）等について伺います
３　貸出を受けて、貸出期間中に返却してください

詳細な貸出規約は、印西地区環境整備事業組合にて作成中です。（６月末完成予定）

⑲自治会等への減量説明会の実施

自治会等に出向いて、ごみの減量化・資源化について説明会を実施します。説明内容は、水切りの仕方や資源物の分別方法、生ごみ処理容器等購入費助成金の周知等です。
自治会に限らず、団体や有志で集まっていただいた方も対象としていますので、お申し込みください。

⑳ふるさとまつり等への参加

ふるさとまつり等のイベントに参加し、ごみ処理の現状や分別方法、ごみ減量化・資源化やリサイクルの推進を啓発します。また、ごみ分別クイズを作成・実施し、参加者（高得点者）には景品をお渡ししています。（年度によって、啓発内容や景品の有無に変更があります。）

㉑ごみ減量アドバイザーとの協働

ごみ減量アドバイザーを育成し、市民団体との協働による、ごみの減量化・資源化の啓発を推進します。平成２５年度末のアドバイザー登録数は１０名です。

㉒もったいない運動の啓発

ごみ排出抑制の意識付けをより強化するため、「もったいない運動」という意識啓発について検討します。

【検討内容（一例）】

1　実施目標
2　実施期間
3　実施場所
4　実施内容
　（1）町内会等コミュニティの活用
　（2）中古品ショップの活性化
　（3）レンタル・リースの活用
　（4）おもちゃ修理・包丁研ぎ等、修理・再生事業の促進
　（5）幼保育園でのお下がり活用、小中学校制服のお下がり活用
　（6）海外への不要品・不要衣類の提供
　（7）量り売りの促進
　（8）不必要な物品購入を防ぐ
　（9）食育との連携（食べ残しをしない等）
　(10) 詰替え用品の優先的な使用
5　啓発物品

㉓食材在庫管理の啓発

飲食店等、食材の在庫管理を行う事業において、消費期限等の管理を徹底するよう啓発を検討します。

【検討内容（一例）】

1　実施目標
2　実施期間
3　実施場所
4　実施内容
5　啓発物品

㉔事業系ごみ減量化の冊子配布

事業系ごみの適正な排出方法等を記載した冊子を配布します。

【配布方法（一例）】

1　環境課窓口
2　白井工業団地協議会への提供（来訪者配布用）

㉕減量計画書の作成

一定規模以上の事業者（多量排出事業者）には、減量計画書の作成を徹底させます。また、多量排出事業者以外の事業者に対しても、指導を実施します。

多量排出事業者とは、「延べ床面積が 3,000 ㎡以上の建築物を所有し、又は占有する事業者」及び「大規模小売店舗立地法第 2 条第 2 項に規定する大規模小売店舗を所有し、又は占有する事業者」のことをいい、白井市では平成 25 年度末で 94 の事業者が該当します。

減量計画書とは、現年度の減量計画、前年度の実績廃棄物処分量・資源化量、今後の取組み等について調査するもので、平成 26 年度の減量計画では、約　　t の減量が見込まれています。

26 年度減量計画は、7 月初旬提出予定です。

㉖ごみ有料化の調査・研究

排出者の排出抑制意識に、経済的なインセンティブを与えるごみ有料化の効果や実施方法を、印西地区環境整備事業組合及び組合構成団体で調査・研究します。

㉗エコショップ店等の周知

簡易包装、リサイクル商品の販売等に取組む店舗や、ごみ回収・資源化に積極的で一定の成果を上げている事業所を、市でＰＲすること検討します。

【検討内容（一例）】

1　実施目標
2　実施期間
3　実施場所
4　実施内容
5　啓発物品

㉘生ごみ堆肥化の調査・研究

生ごみの堆肥化について、先進的な事例の調査・研究を行います。

㉙事業系紙類の資源化

工業団地協議会と協働し、事業系紙類の資源化を検討します。

【検討内容（一例）】

1　実施目標
2　実施期間
3　実施場所
4　実施内容
5　実施方法

㉚チップ化の検討

家庭から排出される剪定枝のチップ化を検討します。

【検討内容（一例）】

1　実施目標
2　実施期間
3　実施場所
4　実施内容
5　実施方法

【チップ活用法（一例）】

1　堆肥の原材料

チップ材を芝生の刈り草や雑草を抜いたもの等と混ぜて分解・発酵させ、堆肥にすることができます。よく乾かした生ごみと混ぜても使えます。

2　マルチング（根覆い）材

土の表面や株元を覆うことを「マルチング」と言います。マルチングに使用する資材のビニールフィルムやポリフィルム、自然素材のわら等の代用品としてチップを活用することができます。

(1)土の乾燥防止や温度変化を緩和する

表面を覆うことで、土の水分の蒸散を妨げ乾燥を緩和すると同時に、急激な温度変化も緩和されるため、根にとっては快適な環境が保てます。

(2)降雨時の土の跳ね返りを抑えて、病気の発生を防ぐ土中に生存している病原菌が降雨時の跳ね上がりによって茎葉に付着し、感染します。マルチングで跳ね上がりを抑えることで、病気予防の効果があります。

(3)雑草の発生を抑制する

マルチングした表面はすぐに乾くため、飛来した雑草の種子は水分が乏しくなり発芽が抑えられます。発生してしまった雑草も、抜きやすいため管理が楽になります。

「印西地区環境整備事業組合の取組み」

①粗大ごみの活用

粗大ごみの中から、再利用可能なものを修理・清掃し、再生品として展示・販売します。

②環境教育への参加

小学校４年生を対象にごみに関する環境教育を実施します。また、印西クリーンセンターにて夏休みを利用したリサイクル教室を実施します。

③ごみ減量アドバイザーへの登録

ごみ減量アドバイザーへの登録を行い、ごみの減量化・資源化啓発に協力します。
市では、ごみの減量方法や資源の分別の仕方を住民の皆さまに広める、ごみ減量アドバイザーになっていただける方を募集しています。
登録後は、ごみ減量等についての講習を受けた後、自治会等の依頼に基づき、ごみ減量説明会に赴き講演を行っていただいています。

④啓発ビデオの制作

印西地区環境整備事業組合が制作した、「ごみ減量化・資源化やリサイクル」（児童用）及び「ごみの分け方・出し方やリサイクルの方法」（大人用）の啓発ビデオの制作及びを編集を行います。

⑤事業系ごみの不用品情報コーナーの設置

店舗・オフィスで発生した粗大ごみ等を事業者間で情報を交換し、再使用に取組むよう啓発します。また、事業者間でごみとして排出する前に活用できる場として不用品情報コーナーの設置を検討します。

⑥事業系ごみの資源化

事業者が分別を徹底し、ごみの資源化に取組むよう啓発します。また、シュレッダーにかけた紙類の資源化等、具体的な減量化・資源化の方法提示について検討します。

⑦事業系ごみの適正搬入

事業系ごみの適正処理、減量化・資源化を促進するとともに、処理手数料について適正であるか確認し、適宜見直します。

⑧家庭から排出される可燃ごみの組成分析

ごみ集積所に排出された「燃やすごみ」の組成分析調査を実施します。

⑨新たなリサイクルの仕組みづくり

平成２５年４月１日に「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が施行されました。この法律では、使用済小型家電の適正処理や資源の有効利用を行い、再資源化を促進していくことが示されています。この法律に基づき、小型家電リサイクル制度の導入を推進し、新たなリサイクルの仕組みづくりを行います。

⑩生ごみ堆肥化・循環地域づくり

生ごみの収集、運搬、保管に協力が可能なモデル地区を選定するとともに、農家の協力を得て堆肥化の試験を行う等、循環地域づくりを調査研究します。

「見直しにより廃止になった事業」

・表彰制度の検討

ごみ減量、リサイクル等への活動に積極的に取組む個人・団体等を環境課にて個別に表彰する制度でしたが、市として行う「白井市表彰」においても対応可能と考えられるためです。

・販売店へ補助制度の周知

生ごみ処理容器等購入費助成制度の販売店への周知については、「生ごみ処理容器等購入費助成金の交付及び制度の周知」事業に統合したためです。

・エコライフモニターの認定

エコライフモニターを認定し、生ごみの水切り実践、その取組み状況や意見等を紹介していましたが、講座・説明会・店頭等による啓発に移行したためです。

・活動状況の紹介

資源回収運動の活動状況の紹介については、「資源回収運動奨励金の交付と制度の周知」事業に統合したためです。

・プラスチック製品資源化事業

プラスチック製容器包装類の資源化は法律により定められ実施しており、プラスチック製品資源化事業についても、現在国において検討されているため、市の施策として明記しないためです。

・事業系指定ごみ袋の導入の検討

印西地区ごみ処理基本計画素案に記載がないためです。

・ノーレジ袋デーの制定

ノーレジ袋デーをすでに取り組んでいるスーパー等が多いためです。

・市内リサイクルショップの紹介

「エコショップ店等の周知」事業と統合したためです。

・スーパー等店頭資源回収の紹介

「エコショップ店等の周知」事業と統合したためです。

・事業系紙類の回収

事業者自ら適正に処理しなければならないためです。

７. 行動計画の活用方法

本計画は、環境建設部環境課におけるごみ減量化・資源化推進の「行動ガイドライン」として活用するものとし、実施計画・見直し、予算の編成などの際に、充分配慮します。
また、本計画は、具体的な取組みの進行状況、財政状況、社会情勢等を踏まえ、毎年度見直しを行うものとします。

８. 進行管理

基本方針に基づくごみ減量化・資源化の取組みを推進するために、毎年度「白井市廃棄物減量等推進審議会」において、減量等の効果を確認するとともに、ごみ減量化・資源化に対する市の取組み状況を委員に報告します。市は委員の意見や一般廃棄物の処理状況を参考に、取組みの見直しや、より効果的な取組みを図ります。